

学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校
介護職員初任者研修（通信）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校
群馬県高崎市下和田町5丁目3番16号

（目的）

第2条 この事業は、超高齢社会到来により生ずる社会構造の変化へ対応する新たな人材育成に寄与すべく、公的性格の高揚を図り、高齢者等の多様化するニーズに対応した専門的な知識、技術を有する介護に従事する職員を養成することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という）を実施する。
介護職員初任者研修（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

学校法人大原学園 介護職員初任者研修

（指定研修番号）

第5条 ●●号 令和2年●月●日

（年間事業計画）

第6条 令和2年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

回数	募集期間	実施期間	募集定員
第1回	平成31年4月1日～ 平成31年4月12日	平成31年4月～ 令和元年6月	20名
第2回	令和元年10月1日～ 令和元年11月1日	令和元年11月～ 令和2年3月	20名
計			40名

（受講対象者）

第7条 受講対象者は群馬県及び近郊在住で、通学可能な概ね18歳以上の者とする。
なお、第1回は当校経理本科2年制学科に在籍する学生とする。

(研修参加費用)

第8条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金 額	納付形態	納付期限
受講料	74,876 円	一括納入	受講開始前日まで
テキスト代	7,124 円	一括納入	受講開始前日まで

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(財)長寿社会開発センター
介護職員初任者研修テキスト

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム及び日程表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習、実習施設等は、別紙「研修実施要領」のとおりとする。

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「講師別担当科目一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第13条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 介護職員初任者研修事務局に電話予約をする。予約の段階で定員管理を行い、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 予約をした受講者は、当校指定の申込み用紙に必要事項を記載し、受付に受講料と申し込み用紙を持参し受講手続きを取る。
- (3) 提携している大学生協、購買会等にて受講料を納入した場合には、納入の控えに受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きを取る。
- (4) 受講料を銀行又は郵便振込みをした場合には、振込証明書（コピー可）に受講申込書をそえて、受付に持参又は郵送し受講手続きをとる。
- (5) 受講申込受付時に運転免許証等の提示により本人確認を実施する。なお、郵送での申込者に対しては初回講義時に運転免許証などの提示により本人確認を実施する。
- (6) 受講手続完了後、受講解約の申し出があった場合は、当校所定の規約に基づき返金額を計算し返還する。

(研修科目の免除)

第14条 研修科目の免除は行わない。

(通信による実施方法)

第15条 通信による実施方法は、次のとおりとする。

(1) 学習方法

- ① テキストにより、自宅学習を行う。
- ② 自宅学習の成果を確認するため、レポートの課題に対する解答を郵送により提出させる。
- ③ レポートの課題は、カリキュラムの内容を網羅するものとし、科目ごとに課題を設定し、選択式による問題と記述式による問題とする。
- ④ 内容理解を高めるため、担当講師による面談指導講義を実施する。

(2) 評価の方法

提出されたレポートは、添削を行い、理解度の高い順に A・B・C・D の区分で評価を行う。A・B・C を合格とし、理解度の低い D の場合はレポートを再提出させ、理解度が深まるまで繰り返し提出させる。なお、合格したレポートは返却しない。

【レポートの評価】 A=90 点以上・B=80 点以上・C=70 点以上 合格
D=70 点未満 不合格

(3) 個別学習への対処方法

受講生が自宅での学習中に生じた質問内容に対して、電話・FAX・郵便で受け付け、講師による回答を電話又はスクーリング時に回答する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は、介護技術の習得が認定され、かつ全科目を履修した者に対して1時間程度の筆記試験を行い、修了認定会議で修了と認められた者とする。

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、原則として研修開始時間に遅刻した場合、研修修了時刻前に早退した場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合に必ず「欠席届」を提出する。

(補講について)

第18条 研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められる者については、講義・演習総時間数の1割を上限として補講を行い、当該科目を修了した者とみなす。

(受講の取消)

第19条 次の各号に該当するものは、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第20条 第16条により修了を認定された者は、当校において群馬県介護職員初任者研修事業実施要綱第15条に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者の管理)

第21条

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、群馬県で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第22条 当校は、群馬県介護職員初任者研修事業実施要綱「別表4」に規定する研修機関が公表すべき情報の必須項目について、ホームページなどで公表する。

(研修担当部署及び連絡先)

第23条 研修事業は当校介護職員初任者研修事務局で行う。

研修担当部署：医療・保育・福祉課

連絡先：027-325-1280

(その他留意事項)

第24条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して、苦情等の窓口を研修担当部署とし、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者に対し、研修において知り得た個人情報を絶対に他人に漏らすことのないように対応する。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

(附則)

1. この学則は平成25年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成26年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成28年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

研修（講義・演習）会場の種類ごとの所在地、施設名、研修会場の面積、電話番号

①講義会場	所在地 施設名 研修会場の面積 電話番号	群馬県高崎市下和田町5丁目3番地16号 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校 57.14 m ² （10A教室、6A教室） 027-325-1100
②演習会場	所在地 施設名 研修会場の面積 電話番号	群馬県高崎市下和田町5丁目3番地16号 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校 100.96 m ² （介護実習室）、62.84 m ² （入浴実習室） 027-325-1100

使用備品一覧

学校法人大原学園
 事業者名 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校

演習内容及び科目	介護用具等一覧	数量	
整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)	寝間着・パジャマ(かぶり、前ボタン等)	4	
	スウェット上下	4	
	肌着上下・靴下	1	
	バスタオル	4	
	フェイスタオル	4	
	洗面器	4	
	床頭台	4	
	衣類入れ	4	
	ベッド一式(サイドレール等含む)	4	
	車椅子	4	
	椅子	4	
	移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)	椅子	4
		車椅子	4
		ベッド一式(サイドレール等含む)	4
シーツ・横シーツ・枕・タオルケット		4	
床頭台		4	
ベッドブラシ		4	
簡易リフト一式		1	
ポータブルトイレ		4	
スライディングボード		2	
クッション、膝掛け(バスタオル等)		4	
利用者用の靴、障害物		1	
白杖		4	
アイマスク		4	
四点歩行器		1	
杖(T字型)		4	
杖(ロフストランド)		1	
杖(四点)		1	
食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)	食器一式(お椀、皿、小鉢、湯飲み茶碗、箸・ストロー等)	4	
	自助具(持ちやすいフォーク・スプーン)	4	
	自助具(曲げ曲げハンドルフォーク・スプーン)	4	
	食事用エプロン	4	
	車椅子	4	
	アイマスク	4	
	ハンドタオル・タオル・クッション・タオルケット	4	
	オーバーテーブル	4	
	ベッド一式(サイドレール等含む)	4	
	椅子	4	
	マグカップ又は吸い飲み、受け皿、タオル	4	
	歯ブラシ、ゴム手袋(使い捨て)	適当数	
	スポンジブラシ(口腔内清掃用ブラシ)又はガーゼ	適当数	
	歯の模型・歯磨き剤、義歯洗浄剤、義歯用容器	1	

入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)	シャワーチェアー、浴槽渡り板、マット、台	1	
	バスタオル・タオル・浴用タオル	4	
	石けん・シャンプー・リンス	相当数	
	家庭用浴槽(施設一般浴槽使用)	1	
	着替え(肌着上下)・スウェット上下・前開き上下	4	
	洗い桶(中)	4	
	椅子	4	
	バケツ・汚水用バケツ	4	
	綿毛布(タオルケット)・ハンドタオル	4	
	着替え(肌着上下)・スウェット上下・前開き上下	4	
	清拭剤、入浴介助用手袋、グローブタオル	相当数	
	ビニール袋	4	
	おむつ一式・おむつカバー・布おむつ・紙おむつ	4	
	ゴム手袋(使い捨て)	相当数	
	吸い飲み又はマグカップ	4	
	入浴介助用エプロン	4	
	綿棒・耳かき・ガーゼ・耳せん・ヘアブラシ、ドライヤー	4	
	ベッド一式(サイドレール等含む)	4	
	洗髪器・ケリーパット(洗髪用)・ヒッチャー又はペットボトル	4	
	洗面器2種(石けん用、すすぎ用)	4	
	シャワーボトル	4	
	差し込み用便器	4	
	排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)	ベッド一式(サイドレール等含む)	4
		ポータブルトイレ又は(施設ユニバーサルデザイントイレ)	1
		差し込み便器	4
		尿器(男性用・女性用)	4
		採尿器(男性用・女性用)	1
		タオル・バスタオル・ハンドタオル	4
		おむつ一式・おむつカバー・布おむつ・紙おむつ	4
		シャワーボトル	4
ゴム手袋(使い捨て)		相当数	
スウェット上下・前開き上下		4	
トイレットペーパー		4	
バケツ		4	
防水カバー(ビニール布)		4	
睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 (9. ところとからだのしくみと生活支援技術)		ベッド一式(サイドレール等含む)	4
	シーツ・横シーツ	4	
	掛布団・毛布・タオルケット	4	
	枕・枕カバー	4	
	防水マット・エアーマット・マットレスパット	4	
	交換のためのリネン類・洗濯物入れ	4	
	床頭台	4	
	ベッドブラシ	4	
	体位交換クッション(脇下用)	4	
	体位交換クッション(枕型)	4	
	体位交換クッション(トンネル型)	4	
エアーマット	1		

主任講師履歴書

学校法人大原学園
事業者名 大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校

(ふりがな) 氏名	しみず しおり 清水 潮里	生年月日	昭和38年10月22日		
所属	学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校		専任		
福祉・介護・看護 等担当科目に関 係する主な経歴・ 職歴	勤務先名称	担当業務	期 間		
	篠原病院	看護業務	昭和61年8月～平成4年1月		
	介護老人保健施設 サンホープ笠懸	看護業務	平成9年3月～平成11年1月		
	特別養護老人ホーム 梅の郷	看護業務	平成11年9月～平成13年3月		
	通所介護 茶話	看護業務	平成13年7月～平成15年12月		
	学校法人大原学園 大 原簿記情報ビジネス医 療福祉専門学校	専任教員	平成23年4月～現在		
福祉・介護・看護 等担当科目に関 係ある資格・免許	名 称		取得年月日		
			年	月	日
	看護師 第546835号		昭和60	5	29
	介護教員講習会		平成28	3	6
その他参考事項					